

水循環基本法の成立と今後の展望

田 中 正

筑波大学名誉教授

U-07 連合は環境・災害にどう向き合っていくのか？

JpGU2015

2015年5月28日

幕張メッセ

発表内容

- 水循環基本法の制定と今後のスケジュール
- 水循環基本法の特徴
- 環境・災害に関わる主な事項と施策の方向性
- 水循環に関する施策についての基本的な方針
- おわりに

水循環基本法の制定と今後のスケジュール

2014. 4. 2 「水循環基本法」(平成二十六年法律第十六号)が公布される。

2014. 7. 1 「水循環基本法」が施行される。

2014. 7. 1

水循環政策本部設置

2014. 7.18
(第1回本部会合)

基本計画の作成スケジュール

2014.10.10
(第1回幹事会)

- ・基本計画の骨子
- ・有識者意見の聴取について
- ・基本計画の作成スケジュール

2014.10.~12.

← <有識者意見聴取①>

2015. 1.~ 2.

基本計画(原案たたき台)の作成

← <有識者意見聴取②>

2015. 4.15
2015. 4.15~4.28

基本計画(原案)

← <パブリックコメント>

基本計画(案)の決定

← **現在作業中**

2015夏までのできる
限り早い時期

基本計画閣議決定

「水循環基本法」の特徴

- 水循環基本法は、「理念法」である。
- 「水循環基本法」と「水循環基本計画」(第十三条)という二大枠組みから構成される。
- 水の「公共性」と「国民共有の財産」を基本理念(第三条)としている。特に地下水について、その土台となる理念や方向性についての法的根拠ができたことは画期的なことである。
- 「水循環政策本部」の設置(第二十二条)を明確にしている。
- 国、地方公共団体、事業者、国民の責務を規定している(第四条～第七条)。
- 基本理念の実現を図るため、関係者が相互に連携を図り、協力するよう努めなければならないとしている(第八条)。
- そのほか、流域連携の推進(第十六条)、教育の推進(第十七条)、施策策定に必要な調査の実施(第十九条)、科学技術の振興(第二十条)、国際連携及び国際協力の推進(第二十一条)等を定めている。

「水循環基本計画(原案)」に記載された 環境・災害に関わる主な事項と施策の方向性

- 「災害への対応」、「危機的な渇水への対応」、「地球温暖化への対応」が記載されている。
- 「災害への対応」については、国民生活や社会経済活動に最低限必要な水供給や排水処理ができるよう、水インフラの耐震化等の推進やBCPの策定とその実施等の取組を推進するとしている。また、災害応急用井戸の登録、消火用水の確保ができる施設を整備し、大災害時における地下水等の利用を推進するよう努めることが謳われている。
- 「危機的な渇水への対応」については、必要に応じて流域を基本単位として、危機的な渇水への取組を推進するための体制を整備し、広域的な連携・調整・応援など需要側・供給側の影響の段階に応じた事前措置や対応措置について、その取組を推進するとしている。
- 「地球温暖化への対応」については、温暖化要因の緩和策とともに、温暖化影響への適応策を推進するとしている。

水循環に関する施策についての基本的な方針

- 「流域連携の推進」と「水循環政策の推進に必要な調査の実施と科学技術の振興」及び「水循環に関わる人材の育成」と「健全な水循環に関する教育の推進」が掲げられている。
- 流域連携の推進は、水循環の基本単位は「流域」であるとの認識に基づくものであり、例えば「危機的な渇水への対応」では、「渇水協議会」を必要に応じて設置するとしているが、この協議会は流域連携の一環として、流域を基本単位とすることを旨としている。
- 調査・人材育成・教育については、現象の実態把握の必要性と科学技術の研究者や実務者の育成及び現場や体験を通じた生きた教育の必要性が謳われている。

- また、「水循環に関する施策についての基本的方針」において、「必要な体制の整備」に言及している。
- その具体的な内容として、関係する行政等の公的機関、事業者、団体、住民等を含めた関係者相互における「協働型システム」を構築することの重要性が謳われている。
- これは、現在ICSUとISSCが推し進めている「フューチャー・アース」としての新たな体制作り(枠組み)と同様のものである。
- より具体的には、「水循環基本計画(原案)」では、流域を基本単位として、「流域協議会」や「地下水協議会」あるいは「渇水協議会」を設置するとしている。
- こうした体制を実効性あるものとして整備していくこと、すなわち環境・災害についてのいわゆる「ガバナンス」をどう構築していくのか？ 連合に課せられた一つの課題であるものと思われる。

おわりに

- 日本水文科学会では、3.11の福島第一原子力発電所の事故による汚染水問題について、「福島第一原子力発電所の汚染水問題に関する声明」と題する声明文を2013年10月31日に発した。
- また、2014年のJpGU「災害セッション」において、学会からの報告として「水文科学会は東日本大震災にどう向き合っていくのか」、2014、U08-08)を公表した。
- これらの中で、特に主張した点は、3.11に係わる環境災害の問題解決には、正確な現地調査の必要性和観測データの蓄積による科学的な知見に基づいた対策を策定し、検討することの重要性であった。
- こうした当学会の方針姿勢は、今回成立した「水循環基本法」とそれに基づく「水循環基本計画(原案)」の骨子とも対応しており、法的に初めて位置付けられた「水循環」を研究対象として、社会のための科学を目指す学会として更なる前進を期したい。

ご清聴、ありがとうございました！